

社会福祉法人清川村社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(平成29年清社協規程第5号)

(平成30年清社協規程第1号)

(令和元年清社協規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清川村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため会議等に出席したときは、報酬として日額2,000円を支給する。

2 前条第1号に規定する役員に対する報酬は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支給することができる。なお、その内訳は次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 各年度の総額 140,000円
- (2) 監事 各年度の総額 60,000円

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務を遂行するために村外に旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、社会福祉法人清川村社会福祉協議会職員旅費規程（平成5年清社協規程第5号）の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人清川村社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（平成5年清社協規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。